

# 青森県報

号外第八十七号

平成十七年  
十月十七日  
(月曜日)

## 目 次

### 条 例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例	二
青森県立美術館条例	四
青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例	八
青森県県税条例の一部を改正する条例	九
青森県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例	九
青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例	一〇
青森県宮農大学校条例の一部を改正する条例	一三
青森県港湾管理条例の一部を改正する条例	一三
青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	一四
青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例	一六
青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例	一九

(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 二

(文 化 振 興 課) …… 四

(人 事 課) …… 八

(税 務 課) …… 九

(商 工 政 策 課) …… 九

(労 政 ・ 能 力 開 発 課) …… 一〇

(構 造 政 策 課) …… 一三

(港 湾 空 港 課) …… 一三

(建 築 住 宅 課) …… 一四

(警 察 本 部 生 活 安 全 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

(警 察 本 部 交 通 企 画 課) …… 一六

# 条 例

国民健康保険の県調整交付金に関する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第六十八号

国民健康保険の県調整交付金に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十二条の二第一項の規定に基づき、県調整交付金に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、国民健康保険法及び国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）において使用する用語の例による。

(県調整交付金の種類等)

第三条 県調整交付金は、県普通調整交付金及び県特別調整交付金とする。

2 県普通調整交付金は、次に掲げる事項の市町村間における格差を勘案して、規則で定めるところにより交付する。

一 一般被保険者に係る所得及び一般被保険者の数並びに介護保険第一号被保険者に係る所得及び介護保険第二号被保険者の数

二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金の納付に要する費用の額から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

ロ 介護納付金の納付に要する費用の額

3 県特別調整交付金は、市町村における国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業の実施状況その他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情を勘案して、規則で定めるところにより交付する。

4 県普通調整交付金の総額は、県調整交付金の総額の七分の六に相当する額とする。

5 県特別調整交付金の総額は、県調整交付金の総額の七分の一に相当する額とする。

6 県普通調整交付金の総額が、第二項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額を超えるときは、その超過額は、県特別調整交付金の総額に加算し、同項の規定により各市町村に対して交付すべき額の合計額に満たないときは、その不足額は、県特別調整交付金の総額を減額してこれに充てるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成十七年度における県調整交付金については、第三条第二項中「次に掲げる事項の市町村間における格差」とあるのは「第一号に掲げる事項」と、同条第四項中「七分の六」とあるのは「五分の四」と、同条第五項中「七分の一」とあるのは「五分の一」とする。

と、同条第四項中「七分の六」とあるのは「五分の四」と、同条第五項中「七分の一」とあるのは「五分の一」とする。

青森県立美術館条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十九号

青森県立美術館条例

(設置)

第一条 美術その他の芸術の鑑賞及び学習の機会並びに創作活動の場の提供を行うことにより、県民の芸術に関する活動への参画を支援し、もって文化の振興を図るため、青森市に青森県立美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(業務)

第二条 美術館は、次に掲げる業務を行う。

- 一 美術品その他の芸術に関する資料（以下「美術品等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- 二 美術品等の利用に関し必要な説明、助言及び指導に関すること。
- 三 美術品等に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- 四 美術品等に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等の作成及び配布に関すること。
- 五 美術その他の芸術に関する講演会、講習会、映画会、研究会、公演会等の開催に関すること。
- 六 美術その他の芸術に関する情報の収集及び提供に関すること。

七 美術その他の芸術に関する創作活動の場の提供に関する事。

八 その他県民の芸術に関する活動への参画を支援するために必要な業務

(使用の承認)

第三条 別表第二号又は第三号に掲げる場合において、美術館の施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第四条 美術館の施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第五条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の美術館の使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 美術館の施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。

三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、美術館の管理運営上支障があると認めるときは、美術館の使用を制限することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表（第三条、第四条関係）

一 美術品等の観覧のための使用の場合

区分	金	額（一回につき）
常設展の観覧	一人につき	千円を超えない範囲内で知事が定める額
企画展の観覧	知事がその都度定める額	

二 展示施設の使用の場合

イ 入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区分	九時三十分から十二時まで	十三時から十七時まで	九時三十分以前、十二時から十三時まで及び十七時以降（二時間につき）
コミュニティギャラリーA	二千三百十円	三千四百円	八百五十円
コミュニティギャラリーB	八百八十円	千四百円	三百五十円
コミュニティギャラリーC	千八百八十円	三千円	七百五十円
展示室A	二千五百円	四千円	千円
展示室B	二千円	三千二百円	八百円
展示室C	五千五百円	八千八百円	二千二百円

展示室 D	三千二百五十円	五千二百円	千三百円
展示室 E	千五百円	二千四百円	六百円
映像室	千円	千六百元	四百円

ロ 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合

イの場合の使用料の額の二倍に相当する額

三 シアター等の使用の場合

イ 入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する場合

区分	金	額（一時間につき）
シアター		二千四百円
映写室		二百六十円
アナウンspbース		五十円
ワークショップ A		九百円
ワークショップ B		千三百円
暗室		百六十円
スタジオ		七百二十円
映像編集室		百八十円

ロ 入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合

イの場合の使用料の額の二倍に相当する額

四 食堂施設又は売店施設の使用の場合

知事が定める額

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「日本道路公園」を「東日本高速道路株式会社」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十一号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項第一号中「第九十七条の二」を「第九十七条の二第一項」に改める。

附則第八条の三中「平成十八年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「本条」を「この条」に改め、「法人税割」の下に「特例適用期間内に終了する」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条第一項第一号の改正規定は、平成十七年十二月二十六日から施行する。

青森県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十二号

青森県計量法関係手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県計量法関係手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一号中

液化石油ガスメーター	一個につき 六千四百円
------------	----------------

を

液化石油ガスメーター	量器用	一個につき 六千四百円
	尺付タ ンク	一個につき 四千二百円
	全量が二千リットル以下のもの	一個につき 二千二百五十円
	全量が二千リットルを超えるもの	一個につき 四千二百円

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県条例第七十三号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例の一部を改正する条例

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例（昭和三十九年四月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

青森県知事 三 村 申 吾

第四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 正当な理由がなく授業料を納入しないとき。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(授業料等)

第四条 次の各号に掲げる者（規則で定める者を除く。）は、それぞれ当該各号に定める入校試験料、入校料又は授業料（以下「授業料等」という。）を納入しなければならない。

一 職業能力開発校に入校を志願する者

入校試験料 二千二百円

二 職業能力開発校に入校する者

入校料 五千六百五十円

三 職業能力開発校に在校する者

授業料 年額 十一万五千二百円

2 入校試験料及び入校料の納入は、青森県収入証紙をもつてしなければならない。

3 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

4 既に納入した授業料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

5 前各項に定めるもののほか、授業料等の納入について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例第四条及び第五条第五号の規定は、平成十八年四月一日以後の入校を志願する者又

は同日以後に入校する者について適用し、同日の前日において在校している者については、なお従前の例による。

青森県営農大学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第七十四号

青森県営農大学校条例の一部を改正する条例

青森県営農大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条を第七条とする。

第五条中「前条第一項」を「第四条第一項」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

五 正当な理由がなく授業料を納入しないとき。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（授業料等）

第五条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める入校検定料、入校料又は授業料（以下「授業料等」という。）を納入しなければならない。

一 大学校に入校を志願する者

入校検定料 二千二百円

二 大学校に入校する者

入校料 五千六百五十円

三 大学校に在籍する者

授業料 年額 十一万五千二百円

2 入校検定料及び入校料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、授業料等の全部又は一部を免除することができる。
- 4 既に納入した授業料等は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、授業料等の納入について必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県営農高等学校条例第五条及び第六条第五号の規定は、平成十八年四月一日以後の入校を志願する者又は同日以後に入校する者について適用し、同日の前日において在校している者については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

#### 青森県条例第七十五号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十四号中「三万円」を「四万六千円」に、「三万二千五百五十円」を「四万八千三百円」に、「四万八千円」を「六万円」に、「五万四百円」を「六万四千五十円」に、「五万六千円」を「六万八千円」に、「五万八千八百円」を「七万四千四百円」に、「六万八千円」を「七万七千円」に、「七万四千四百円」を「八万八千五百円」に、「八万九千円」を「十一万円」に、「九万三千四百五十円」を「十一万六千五百五十円」に、

十万七千円

を

十五万円

に、十一万二千

三百五十円」を「十五万七千五百円」に、「十二万九千円」を「十七万二千円」に、「十二万四千九百五十円」を「十八万六百元」に、「十三万四千円」を「十九万三千円」に、「十四万七百元」を「二十万二千六百五十円」に、「十五万円」を「二十二万三千円」に、「十五万七千五百円」を「二十三万四千五百円」に、「二十万七千円」を「二十万八千円」に、「二十一万七千三百五十円」を「二十一万八千四百円」に、「十七万八千円」を「十七万九千円」に、「十八万六千九百円」を「十八万七千九百五十円」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七十六号

青森県建築確認申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県建築確認申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十号中「第五十二条第九項、第十項及び第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項及び第十四項」に改め、同条第二十四号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同条第二十五号中「総合的設計によって建築される」を「一又は二以上の」に、「特例の」を「緩和の」に改め、同条第二十六号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「特例の」を「緩和の」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷

地内許可建築物」に改め、同条第二十七号中「複数建築物」を「一の敷地とみなすこと等」に改め、同条に次の一号を加える。

二十九 法第八十六条の八第一項の規定による既存の一の建築物について二以上の工事に分けて工事を行う場合の全体計画の認定（以下「全体計画認定」という。）及び同条第三項の規定による認定を受けた全体計画の変更の認定（以下「全体計画変更認定」という。）に関する事務

別表第十号中「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を「第五十二条第十項、第十一項又は第十四項」に改め、同表第二十二号中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同表第二十三号中「総合的設計によって建築される」を「一又は二以上の」に、「特例の」を「緩和の」に、「総合的設計建築物特例認定等申請手数料」を「一又は二以上の建築物緩和認定等申請手数料」に改め、同表第二十四号中「同一敷地内認定建築物以外の」を「一敷地内認定建築物以外の」に、「特例の」を「緩和の」に、「同一敷地内許可建築物」を「同一敷地内認定建築物以外建築物認定等申請手数料」を「一敷地内認定建築物以外建築物認定等申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物」を「同一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「同一敷地内認定建築物」に改め、同表第二十五号中「複数建築物の」を「一の敷地とみなすこと等の」に、「複数建築物認定等取消申請手数料」を「一敷地内認定等取消申請手数料」に改め、同表に次のように加える。

<p>二十七 全体計画認定又は全体計画変更認定を受けようとする者</p>	<p>全体計画認定等申請手数料</p>		<p>第一号イに掲げる床面積の合計の区分に応じ同号イに定める額</p>
--------------------------------------	---------------------	--	-------------------------------------

別表の備考中第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

- 三 全体計画認定等申請手数料の額を算定する場合における床面積の合計は、次に定める床面積について算定する。
- イ 建築物を増築し、又は改築する場合（ロに規定する場合を除く。）にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積とする。
- ロ 認定を受けた全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合にあつては、当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に

相当する床面積（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）とする。

八 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合（二に規定する場合を除く。）にあつては、当該修繕又は模様替えに係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積とする。

二 認定を受けた全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあつては、当該全体計画の変更に係る部分の床面積の二分の一に相当する床面積とする。

四 全体計画認定又は全体計画変更認定を受けた建築物に係る確認申請手数料（表の第一号イに掲げる場合に限る。）の額については、同号イの規定により算定した額の二分の一に相当する額とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七十七号

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県警備業認定申請手数料等徴収条例（平成十二年三月青森県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「及び警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定による審査に関する事務」を加

え、同条第二号中「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に改め、同条第三号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同条第四号中「第六条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同条第五号を削り、同条第六号中「第十一条の三第二項」を「第二十二条第二項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「及び同条第五項」を、「同条第六項」に改め、「再交付」の下に「並びに同条第八項の規定による警備員の指導及び教育に関する講習」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 法第二十三条第一項の規定による警備員及び警備員になる者とする者の検定、同条第四項の規定による合格証明書の交付、同条第五項において準用する法第二十二條第五項の規定による合格証明書の書換え並びに法第二十三条第五項において準用する法第二十二條第六項の規定による合格証明書の再交付に関する事務

第一条第七号中「第十一条の六第二項」を「第四十二条第二項」に、「第十一条の三第四項」を「第二十二条第五項」に、「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に改める。

別表第二号中「第四条の二第五項」を「第五条第五項」に、「二千円」を「二千円」に改め、同表第三号中「第四条の四第一項」を「第七条第一項」に改め、同表第四号中「第六条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同表第五号を削り、同表第六号中「第十一条の三第二項第一号」を「第十二条第二項第一号」に、「三万七千円」を「講習一時間につき 千二百円」に改め、同号を同表第五号とし、同表第七号中「第十一条の三第二項」を「第二十二条第二項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「二千円」を「二千円」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同号を同表第六号とし、同表第九号中「第十一条の六第二項」を「第四十二条第二項」に、「第十一条の三第四項」を「第十二条第五項」に、「第十一条の六第三項」を「第四十二条第三項」に、「第十一条の三第五項」を「第二十二条第六項」に、「二千円」を「二千円」に、「千九百円」を「千八百円」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第八号中「第十一条の六第二項第一号」を「第四十二条第二項第一号」に改め、同号を同表第十号とし、同号の前に次のように加える。

<p>七 法第二十二條第八項の規定による警備員の指導及び教育に関する講習を受けようとする者</p>	<p>警備員の指導及び教育に関する講習受講手数料</p>		<p>五千円</p>
<p>八 法第二十三條第一項の規定による警備員又は警備員になろうとする者の検定を受けようとする者</p>	<p>警備員等検定手数料</p>	<p>警備業法施行令（昭和五十七年政令第三百八号。以下「政令」という。）第三条の表第一号に規定する検定</p> <p>政令第三条の表第二号に規定する検定</p> <p>政令第三条の表第三号に規定する検定</p> <p>政令第三条の表第四号に規定する検定</p>	<p>一万六千円</p> <p>一万四千円</p> <p>一万三千円</p> <p>一万六千円</p>
<p>九 法第二十三條第四項の規定による合格証明書の交付、同条第五項において準用する法第二十二條第五項の規定による合格証明書の書換え又は法第二十三條第五項において準用する法第二十二條第六項の規定による合格証明書の再交付を受けようとする者</p>	<p>合格証明書交付申請等手数料</p>	<p>交付</p> <p>書換え</p> <p>再交付</p>	<p>一万円</p> <p>二千二百円</p> <p>二千円</p>

別表に次のように加える。

<p>十二 警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条の規定による審査を受けようとする者</p>	<p>審査手数料</p>		<p>四千七百円</p>
---	--------------	--	--------------

附 則

- 1 この条例は、平成十七年十一月二十一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月十七日

青 森 県 知 事      三      村      申      吾

青森県条例第七十八号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「掲げる事務」の下に「並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十号）附則第二条の規定に基づき行う同法第三条の規定による改正後の法（以下「新法」という。）第五十一条の八第一項の規定による登録並びに新法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付、同項第一号イの規定による講習及び同号ロの規定による認定に関する事務」を加える。

別表に次のように加える。

二十 新法第五十一条の八第一項の規定による登録を受けようとする者	確認事務委 託対象法人 登録申請手 数料	二万三千円
----------------------------------	-------------------------------	-------

<p>二十一 新法第五十一 条の十三第一項の規 定による駐車監視員 資格者証の交付を受 けようとする者</p>	<p>駐車監視員 資格者証交 付申請等手 数料</p>	<p>イ 口及びハ以外の場合</p> <p>口 書換え交付の場合</p> <p>ハ 再交付の場合</p>	<p>九千九百円</p> <p>二千円</p> <p>二千円</p>
<p>二十二 新法第五十一 条の十三第一項第一 号イの規定による講 習を受けようとする 者</p>	<p>駐車監視員 資格者講習 受講手数料</p>		<p>一万九千円</p>
<p>二十三 新法第五十一 条の十三第一項第一 号ロの規定による認 定を受けようとする 者</p>	<p>駐車監視員 資格者認定 申請手数料</p>		<p>四千五百円</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭